

浦安市観光施策に係る調査・検討業務委託 仕様書

1. 件名

浦安市観光施策に係る調査・検討業務委託

2. 目的

テーマパークの印象が強く浦安という街の全体像が正しく認知されていない現状や、観光による経済効果が一部の産業に限定されている等の地域課題の解決に向けて、成熟期にある浦安のポテンシャルを最大限に引き出し、新たな経済成長の柱として観光を位置づけ、効果的な観光振興施策を検討する必要がある。

本市における今後の観光振興施策をエビデンスに基づいた有効なものとしていくため、企画立案に必要なデータの収集を目的とした多角的な調査を行うとともに、調査結果の分析や施策検討を通じて、具体的な根拠を伴う形で課題の検証を行い、今後の施策展開の方向性等について整理することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4. 履行場所

浦安市 商工観光課が指定する場所

5. 業務内容

(1) 実施計画

本業務の趣旨、本市の現状や地域特性、課題等を理解したうえで、独自のノウハウや知見を活かして、以下の事項を具体的に記載した実施計画書を作成すること。

ア 実施方針

イ 実施体制

ウ 実施スケジュール

(2) 調査業務

本市の観光や宿泊についての現況を捉えるとともに、来訪における本質的動機や行程、行動の詳細、来訪したスポットの特性、消費額、情報源、満足度等を把握するため、定量的かつ定性的な分析に資する調査を実施すること。

また、調査の手法、対象範囲、サンプル数等については、統計学的に有意であるものとし、項目の設定や結果の収集・管理にあつては、関係法令を遵守すること。

なお、調査に要する各種調整等については、原則として受託者が行うこととするが、やむを得ず委託者が行うべきものについては、事前に提示し協議すること。

(3) 分析業務

各調査で得られたデータについて、日本人と訪日外国人を分け、年齢別、居住地別、時間帯別等、さまざまな属性をもとにしたクロス集計等により、細かいセグメントに分類して分析すること。

また、コロナ前後における需要等の変化を把握し、顧客視点に立った観光マーケティングに基づく効果的な施策展開を見据えて分析すること。

(4) 検討提案業務

調査分析結果を総括し、データ（エビデンス）に基づいた基本的な方向性や重点的に取り組む施策内容を検討して提案すること。

また、本市の課題解決に向けた具体的な施策を導くため、来訪者のデータやニーズを踏まえたターゲット設定、既存コンテンツの活用や新規コンテンツの造成、その魅力を発信するプロモーション手法等、地域の価値を高め、持続的な誘客につながると見込まれる内容を検討提案すること。

(5) 報告業務

進捗管理等のための打ち合わせ報告のほか、実施した調査の内容及びその分析手法、今後の施策展開の方向性等について整理したレポートを報告書にまとめ提出すること。

ア 打ち合わせ報告

業務進捗状況等を確認するため、委託者と定期的に打ち合わせを実施すること。
また、打ち合わせ録を作成し、委託者へ提出すること。

イ 中間報告

各業務について、それまでに調査分析した結果の概要を委託者へ提出すること。

ウ 業務報告

各業務完了後、その全体結果を報告書にまとめ、委託者へ提出すること。

6. 成果物の納品

受託者が委託者へ提出する成果物は以下のとおりとし、納品場所は浦安市商工観光課とする。なお、各成果物の書式は問わないが、電子データについてはMicrosoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかで作成すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）

(1) 実施計画書

契約締結日から1週間以内に、電子データを納品すること。

(2) 打ち合わせ録

打ち合わせ終了後1週間以内に、電子データを納品すること。

(3) 中間報告書

令和6年11月中を目安に、紙及び電子データで納品すること。

(4) 業務報告書

業務完了後、本業務で実施した調査分析等一式（収集したデータそのものを含む）とともに、紙及び電子データで納品すること。なお、当該成果物の一部又は全部は、今後、委託者において自由に利用し、公開することができるものとする。

7. 著作権等の取り扱い

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は委託者が保有する。

成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

納品される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

8. 再委託

受託者が業務の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託承諾申請書を提出し、委託者の承諾を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承諾しない。

- (1) 業務の主要な部分を再委託すること。
- (2) 契約金額の相当部分を再委託すること。
- (3) 公募型プロポーザルにおける他の参加者に再委託すること。
- (4) 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

9. 委託料の支払い

受託者は、成果物の検収があった後に委託料の支払いを請求でき、委託者は、支払いの請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払う。

10. 担当課

浦安市 市民経済部 商工観光課

11. その他

- (1) 本業務は、提案された内容の全てを実施することを確約するものではなく、内容及び金額について、委託者と受託者で調整し実施する。
- (2) 委託者は、必要に応じて業務内容を変更することができる。この場合、委託者は受託者と協議して変更内容を決定する。
- (3) 受託者は、仕様が明確でない部分等については、必ず委託者に確認をとりながら業務を実施する。
- (4) 受託者及び業務従事者が、業務の実施につき委託者又は第三者に及ぼした損害（天変地異及びその他受託者の責に帰することのできない事由によるものを除く）については、受託者がその責を負う。

(5) 天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。